

加入手続きについて

ステップ1

同封の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、ご返送ください。

ステップ2

ご申告いただいた世帯数分の制度掛金を払込みください。
(振込手数料はご加入者様負担となります。)

ステップ3

4月下旬頃に学校宛てに各種資料をお送りします。ご確認のうえ大切に保管してください。

2025年3月22日(土)までに全てのお手続きが完了するように余裕をもってお手続きください。

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

●事故の際の連絡先

0120-56-2574 (通話料無料)
(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

FAX:077-514-0510

滋賀県公立高等学校PTA連合会
「PTA団体傷害保険制度」事故受付係

■団体契約者

滋賀県公立高等学校PTA連合会

〒520-0844 滋賀県大津市国分1丁目15-1(滋賀県立石山高等学校内)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

有限会社 峯森保険事務所

〒524-0004 滋賀県守山市笠原町869-27
TEL:077-514-0500

(受付時間:月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く
担当者: 峯森 豊

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

滋賀支店

〒525-0031 滋賀県草津市若竹町1-40 OHビル草津3F
TEL:077-501-3930 FAX:077-501-3965

(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

PTA会員の皆様へ

2025年度版

滋賀県公立高等学校PTA連合会

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

PTA総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA 団体傷害保険〉

	補償の内容	補償例	Aプラン(保険金額)
傷害(ケガ)の補償	<p>●PTA行事参加中の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 PTA行事への往復途上も対象となります。 細菌性食中毒も補償の対象となります。 日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、22日間入院。 支払保険金:55,000円 保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして75日間通院。 支払保険金:112,500円 	死亡保険金額 422万円
			後遺障害保険金 <small>(障害の程度によって)</small> <small>(上記死亡保険金額の)</small> 4%~100%
			入院保険金日額 <small>(180日限度)</small> 2,500円
			手術保険金 <small>(1事故につき1回)</small> <small>(手術の際の入院の有無によって)</small> 10倍・5倍 <small>(上記入院保険金(日額)の)</small> <small>(入院中・入院中以外)</small>
			通院保険金日額 <small>(90日限度)</small> 1,500円
	制度掛金 <small>(1世帯あたり)</small>		100円

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025年4月1日 午後4時より
2026年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入依頼書および制度掛金の納付は**3月22日(土)必着**でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険

100円 × (世帯数 + 教職員数) = 制度掛金

※別紙のPTA団体傷害保険制度加入報告書にてお申込みをお願いします。